

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT) の現状と取り組みについて

令和2年11月

経済産業省

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)※について

※英語呼称: COVID-19 Testing Center for Overseas Travelers, 略称: TeCOT

- 国際的な人の往来が段階的に再開される中、アジアなど多くの国は、入国や入国後の隔離免除のため、出国前の陰性検査証明を要求（国ごとに条件は多様）。加えて、11月以降、中国など※への短期出張者は、帰国後に各自で検査を受けることにより自宅等待機が緩和されることとなった（令和2年10月30日政府決定）。※レベル2国・地域。他に、韓国、台湾、ベトナム、香港など。

➡ 渡航者の円滑な検査受検や証明取得を支援する「**海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)**」を**ウェブサイト上に設置し、本年10月8日より本格稼働**。

- 公募によって、全国から494の医療機関、約14,000件／日（平日）※の検査能力を確保（10月23日時点）。**今後、引き続き、参加いただける医療機関を公募し検査能力の増強に努める。各医療機関における検査能力の拡充にも期待**。

※ 最大値。実際の予約可能枠はその時々での行政検査の状況等の事情によっても変動。

主な機能

※今後、デジタル証明も検討

出国前

1. 医療機関がTeCOTに検査枠や価格等を登録

2. 海外出張者等がTeCOTで渡航先に応じた医療機関を場所、価格、所要時間等で検索・予約

3. 出張者等※が医療機関で検査を受検

4. 医療機関から陰性証明を受け取り、出国

帰国後（渡航先出国前の検査証明を取得しなかった場合）

レベル2国（中国等）への短期出張からの帰国後の検査の受検
→ 14日間の自宅等待機の緩和

※ビジネス渡航者（スポーツ選手、個人事業主を含む）のほか、検査枠の余裕時には、その他の渡航者（留学生等）についても利用可能とする予定。

医療機関の登録状況（登録機関数、検体採取能力）

10月23日時点

ブロック	機関数	検体採取能力／日		
		平日(平均)	土	日
北海道	6	22	17	0
東北	16	132	55	13
関東甲信越	306	11,242	8,938	6,993
中部	59	1,025	696	398
近畿	62	1,539	1,333	680
中国	19	206	68	25
四国	6	43	24	0
九州	20	170	88	70
小計	494	14,379	11,219	8,179

(参考) TeCOT利用者について

	渡航者の種類	対象となる渡航者の一例
10月8日〜サービス利用可能 ※ビジネス目的の渡航に限定	企業役職員	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、設立登記法人（NPO法人、一般社団・財団法人、医療法人、社会福祉法人等）、政府出資法人（国際協力銀行、日本政策金融公庫等）や地方公営企業（水道事業、自動車運送事業等）の役職員。 ※外国会社の日本法人の役職員を含む。
	個人事業主	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業を営んでいる者及びその従業員・専従者。 ※所謂フリーランスを含む。
	公務員	特別職（国務大臣、国会議員、地方公共団体の長等）を含む国家公務員（独立行政法人含む）及び地方公務員。
	スポーツ選手	スポーツ団体（公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、NPO法人、任意団体等でスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体）に所属している選手。
	在留外国人 （受入企業あり）	就労が認められる在留資格で就労している在留外国人。
	研究者	大学（国立・公立・私立）、大学共同利用機関、公的研究機関（研究開発法人、試験研究機関等）、企業等で研究を行う研究者。 ※学生は対象外。
	上記渡航者の 同伴家族	渡航者とともに渡航する必要がある親族（配偶者、三親等内の姻族、六親等内の血族）。 ※同居していない親族も対象。
当面利用不可	在留外国人 （受入企業なし）	日本国内で就労していない在留外国人。
	留学生	海外の大学等に留学している日本人学生又は留学の在留資格で日本の大学・専門学校・日本語学校等に留学している外国人。
	観光客・その他	観光目的等、ビジネス以外の目的で海外に渡航する者。

TeCOTにおける検査品質の確保について

- TeCOTでは、渡航先国の要求も踏まえた適切な証明を確保する観点から※、①医療機関登録規程に基づき、申請のあった医療機関について、検査精度確保に関する責任者の設置などの要件を審査（厚労省、経産省で分担）するほか、②利用規約において、適切な検査方法を指定（例えば、唾液の自宅採取・郵送による検査などは、渡航時の陰性検査証明としては不適切なものとして禁止行為に位置づけ）。なお、登録要件への不適合や禁止行為が明らかになった場合は、登録取消し等を行う。

※ TeCOTにおける検査品質のあり方を検討するに当たっては、国際往来の再開というセンターの趣旨を踏まえて渡航先国の要求内容・水準を基本としつつ、国内における薬事承認を含む検査精度確保に向けた取組みの動向や検査費用への影響をも考慮する必要がある。

医療機関登録の仕組み

【厚労省関係要件】

- ・医療法に定める医療機関であること
- ・医療法及び医療法施行規則で定める基準に適合していること（遺伝子関連・染色体検査の精度確保に関する責任者の設置等）等

【経産省関係要件】

- ・国からの要請に応じて対応できること
- ・公正な取引の確保

医療機関

審査
(経産省、厚労省)

運営委員会

登録簿

諸外国

※日本医師会、
日本渡航医学会、
日本衛生検査所協会、
法学者等 9名

利用規約の概要 (品質確保関係)

遵守行為 (第6条1項3号)

- センター運営者が認める適切な検査証明方法に基づき、検査証明を実施すること

禁止行為 (第6条2項3号)

- 禁止する検査証明方法を明記
 - ・自宅等における検体採取を基礎とする検査証明

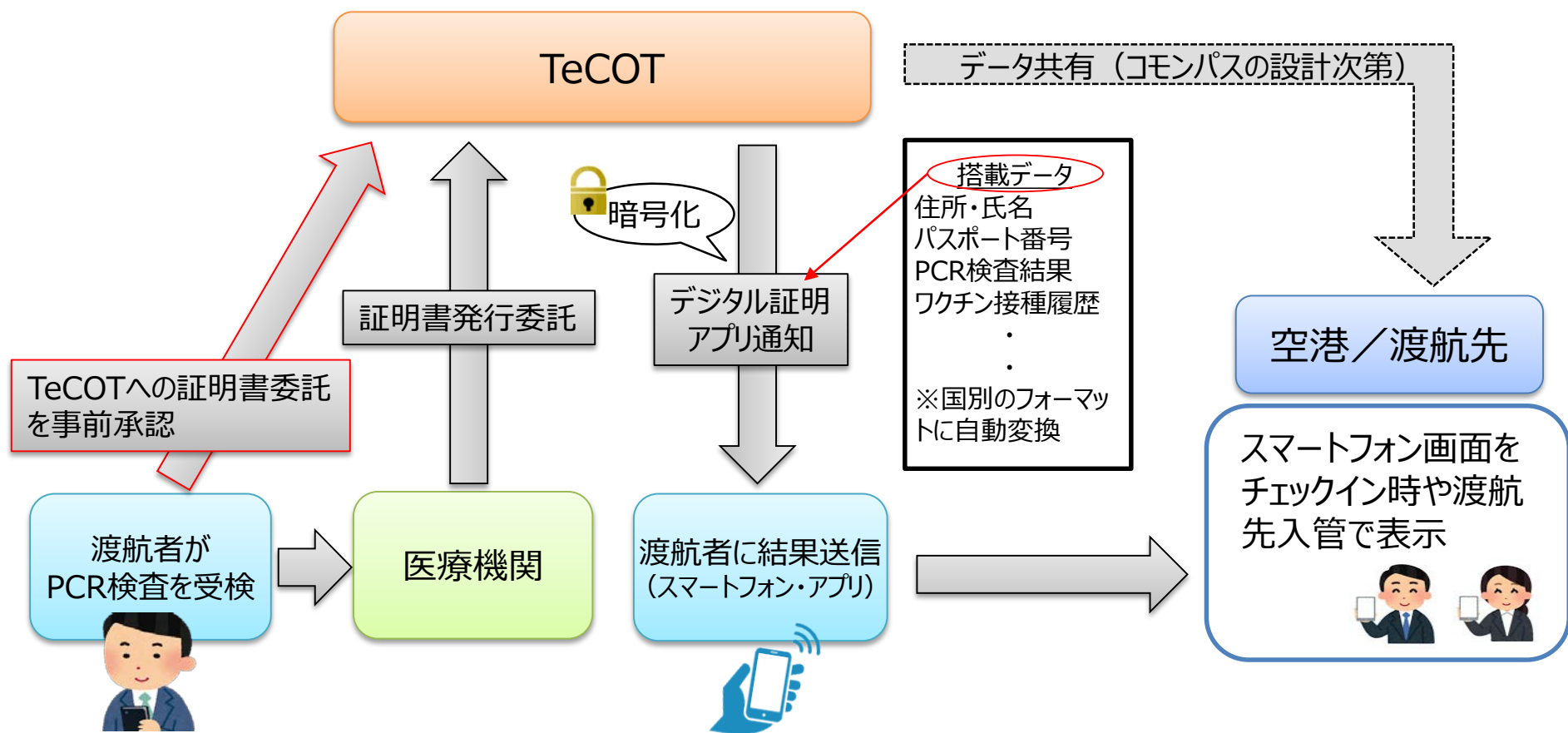
違反した場合
TECOTの利用停止

その他

- 渡航者に対する注意事項として、偽陰性・再検査の可能性に言及

(参考) 陰性検査証明のデジタル化について (イメージ)

- 海外渡航の際の出国前の陰性検査証明（現状は紙媒体が中心）のデジタル化を早期に進め、渡航者の利便性向上や証明書の偽造防止を図る。
- 具体的には、暗号化されたデジタル証明の発行とスマートフォン等への送信、ワクチン接種履歴の管理等を念頭に置き、世界経済フォーラムなどの「コモンパス構想」に留意する。



(参考) CommonPassをめぐる国際的な動き

- ロックフェラー財団支援の国際NPO団体「the Common Project」及び、世界経済フォーラム (WEF) が共同で、「CommonPass」イニシアチブを推進。同イニシアチブでは、世界共通の検査結果・ワクチン接種の電子証明書「CommonPass (コモンパス)」の枠組み構築に向けた国際的な議論を主導。我が国も、国際的動向を踏まえつつ、対応を検討する必要。

コモンパスの必要性

非デジタル・国際非互換による課題

- 紙ベースのPCR検査結果証明書の偽造
- 出国72時間以内の検査結果証明への病院・保健所側の対応
- 相手国の検査の信頼性の問題
- 紙記載の固定情報のみの把握
- PCR検査リソースへの負荷
- 紙でのマルチ言語対応
- 国際間のユーザー体験の不一致
- 入国後の追跡が困難
- 修正対応に要する時間とコスト

CommonPass イニシアチブ

- 「the Common Project」とWEFが共同で、「CommonPass」イニシアチブを推進。
- 7月に各国の賛同者（当局、航空会社、グローバル企業）を招集し、8月目標でプロトタイプデザインを計画中。



The CommonPass Initiative
Towards a common digital health passport

イニシアチブの共有理念

- 個人が健康データを取得管理し、健康状況を入出国時や旅行時に提示できるようにする
- PCR検査結果やワクチン接種履歴等を含む、さまざま健康データの取得・管理・提示を可能とする枠組みをつくる